第三十条第一項第八号の二	規則第一条各号
第三十条第一項第十一号	イ及びロ
第三十条第一項第十一号イ	希望する者（ロに規定する者を除く。）
第三十条第二項第三号	共済組合の
、当該共済組合	法第二条の五第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の
国民年金法施行規則	希望する者
第三十条第二項第三号の三	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から第十九号	該当する者（同項第十六号の規定により該当する者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）
第三十条第五項	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
第三十条第六項	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
第三十条第八項	第二条の五第一項第一号	第二条の五第一項第三号
附則第八条の二第一項から第三項まで	附則第八条の二第一項及び第四項
第三十条の二第一項	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する老齢厚生年金（改正前の老齢厚生年金（	老齢厚生年金（

第三十条の四第一項	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項
第三十条の五第一項	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
第三十条の五第一項第四号	法又は旧法
第三十条の五の二第二項	第三十八条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年政令」という。）第二十三条第一項及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）
	第三十八条の二第三項又は第三十八条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。以下「平成十六年政令」という。）第二十三条第一項及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）	第三十八条の二第一項又は
	法
第三十条の五の二第二項第一号	に限る。）又は旧法による年金たる保険給付	を含む。）又は平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成十四年一元化法改正前国民年金法第七十四条の二第一項	に限る。）
第三十条の五の三第三項	第三十八条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）、第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項	第三十八条の二第三項又は	を含む。）
第三十一条第一項	、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。）、第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第三項	第九条の三第二項及び第四項	を含む。）	第三十八条の二第三項又は	に限る。）
	、第二十条の二第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項及び第十七項において準用する場合を含む。）	速やかに
	十日以内に